

平成22年11月15日

問い合わせ先
福祉保健局総務部企画計理課
電話 03-5320-4019

東京都社会福祉審議会（第58回総会）の審議結果

1 開催日時

平成22年11月15日（月曜日）午前10時から午前12時まで

2 場所

都庁第一本庁舎33階 北側 「特別会議室N6」

3 出席者

(委員)

三浦	文夫	日本社会事業大学名誉教授
高橋	紘士	立教大学教授
大道	久	社会保険横浜中央病院院長
大本	圭野	前東京経済大学教授
野村	歡	国際医療福祉大学大学院教授
平岡	公一	お茶の水女子大学教授
南	砂	読売新聞東京本社編集委員
本澤	巳代子	筑波大学大学院教授
くまき	美奈子	東京都議会議員
新井	ともはる	東京都議会議員
佐藤	由美	東京都議会議員
吉原	修	東京都議会議員
中山	信行	東京都議会議員
小濱	哲司	東京都社会福祉協議会副会長
渡辺	光子	東京商工会議所女性会顧問
久保	美弥子	主婦
藤井	賢一郎	日本社会事業大学専門職大学院准教授
和気	康太	明治学院大学教授

4 議事

- (1) 今期（第18期）の審議課題について
- (2) その他

5 議事録

東京都社会福祉審議会（第58回総会）

平成22年11月15日

開 会

午前10時03分

○奈良部企画担当課長 では、お待たせいたしました。おはようございます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

私は当審議会の事務局の書記を担当させていただいております福祉保健局企画担当課長の奈良部と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、事務局より何点か連絡等をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席につきまして報告をさせていただきます。本日もご出席の委員は、20名の方から出席というお返事をいただいておりますが、ただいま16名の委員の方にご出席いただいております。本審議会の委員総数が31名ですので、委員総数の半数以上という定足数には達していることをご報告させていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配付しておりますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

まず、一番上に会議次第がございます。次、おめくりいただきますと、資料1になりまして、審議経過とA3の1枚のペーパーになっております。その次に、資料2といたしまして、東京都社会福祉審議会意見具申（案）がございます。最後に、後ろの方に社会福祉審議会の委員名簿、幹事名簿、そして書記名簿をおつけしてございます。

なお、前回の総会以降に職員の人事異動がございました。こちらにつきましては、お手元に配付しております幹事、書記名簿をごらんいただけましたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は福祉保健局長の杉村も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日は傍聴の方がいらっしゃいますのでお知らせしておきます。

なお、当審議会の議事録は東京都のホームページに掲載されまして、インターネットを通じて公開されますので、申し添えさせていただきます。

では、委員長、よろしくお願いいたします。

○三浦委員長 おはようございます。

ただいまから第58回東京都社会福祉審議会を開会したいと思います。

本日は大変お忙しい中をご出席いただきましてどうもありがとうございました。どうぞご苦勞さまでございます。

議事に先立ちまして、新委員のご紹介を申し上げたいと存じます。前回の総会は、昨年の12月に開催いたしました。その後、一部の委員の変更等がございました。既に分科会等でご協力いただいている方々もいらっしゃいますので、総会におきましては、今回が初めての方という方もいらっしゃいます。新しい方を改めてここで紹介させていただきたいと思います。順次、私のほうからご紹介をさせていただきたいと思います。くまき美奈子委員。

○くまき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 吉原修委員。

○吉原委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 中山信行委員。

○中山委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 小濱哲二委員。

○小濱委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 藤井賢一郎委員。

○藤井委員 藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 和氣康太委員。

○和氣委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○三浦委員長 出席のご連絡をいただいておりますが、到着がおくれております佐藤由美委員がつけ加わります。また、本日欠席でございますが、鈴木亘委員、それから園田眞理子委員が総会におかれましての新しい委員であります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますけれども、前回は各委員からの意見をちょうだいいたしました。東京都における福祉を審議するに当たりまして、さまざまな社会的状況を視野に入れました。今期の審議会といたしましては、「福祉の将来における論点」をテーマとしまして意見具申を行うということにいたしました。

このテーマについて検討するために、検討分科会を設置したところでございます。

本日の審議会でございますが、今まで高橋分科会長を初め検討分科会及び起草委員会の各委員の皆様の精力的なご審議によりまして、追ってお配りしております「福祉の将来展望における論点」に関します意見具申の具体案を取りまとめていただきました。大変ご苦勞に思います。

改めて御礼を申し上げたいと思います。

この意見具申案でございますが、起草委員などで検討されました案を、先日の拡大分科会に提出いたしまして、各委員からのご意見をちょうだいしたところでございます。その際に、最終案につきまして、そこでのご意見等を踏まえまして、委員長とそれから分科会長に一任いただきました。最終的に調整したものが本日お配りさせていただいております案でございます。

さて、本日はこの案につきまして、各委員からいろいろなご意見等をいただきながら、意見を交換した上で、この審議会としまして東京都知事に対します意見具申として決定していきたいというふうに思っております。本日は、福祉保健局長もおいでいただいておりますので、後ほど意見具申をお渡しするという手順で進めさせていただきたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから、これまでの経過につきましてご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○奈良部企画担当課長 では、これまでの審議経過についてご説明させていただきます。

資料1をごらんください。こちらのほうに、昨年12月に総会を開きましてから、本日までの審議経過を簡単に記載してございます。

まず、平成21年になりますけれども、昨年12月22日に総会を開きまして、そのときに三浦委員長から意見具申のテーマについてご提言をいただきました。そこで「福祉の将来展望における論点～東京都の福祉改革の歩みを踏まえて～」という形で意見具申のテーマを設定することが決定されました。また、その中で、この論点について検討を行うために、検討分科会を設置することが決定されました。

ことしに入りまして、まず1月14日に検討分科会、こちら拡大になりますけれども、1回開きまして、ゲストスピーカーからという形で、NPOの方それから福祉施設の施設長さんから、現場の実態、工夫や状況についてご報告をちょうだいしました。

4月に検討分科会を行いまして、臨時委員の方からの発表と、その中で起草委員会の設置が決定されました。それ以降、4月から6月にかけて起草委員会を4回開催いたしまして、論点整理、たたき台の作成、そして意見具申の骨子、素案を策定されました。

7月になりまして、検討分科会の拡大の形で開催いたしまして、そこでまず意見具申、骨子についてご議論をいただきまして、ご了承いただきました。それを受けまして、実際の意見具申の具体的なより細かな内容につきまして、起草委員会を8月から10月まで3回行いまして、そこで意見具申の案について議論、取りまとめが行われました。

先月ですけれども、10月25日に拡大分科会をまた開きまして、そこで今委員長からもご説明がございましたけれども、意見具申の案についてご議論いただきまして、本日お出ししております意見具申の案という形で、まとめて今お手元に配付させていただいたところがございます。

以上になります。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この具体案につきまして取りまとめという大変ご苦勞をいただきましたけれども、まず高橋分科会長のほうから総括的なご説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋分科会長 分科会長を仰せつかりまして、今回の意見具申の取りまとめの責任者を務めさせていただきました。分科会では、分科会で全体の方向づけをした上で、起草委員会が組織されまして、この経過につきましては、今奈良部課長がご説明されたとおりでありますが、起草委員会と事務局との間でさまざまな議論を、闊達な意見交換をしながら、ここまで何とか取りまとめさせていただいたということがございます。

今回の意見具申は、今まで社会福祉審議会が扱ってきた意見具申、答申等と比べて、やや色合いの異なる意見具申であるということを初めに申し添えさせていただきたいと思います。具体的に申し上げますと、87ページに東京都の社会福祉審議会のこれまでの提言のテーマなり概要の整理をさせていただいております。

長い間社会福祉という概念は社会福祉事業というものを中心に考えられてまいりましたので、この審議会の中でも社会福祉のあり方という形でずっと議論をして、さまざまな答申や意見具申がなされてきたのはご承知のとおりでございますが、ややちょっとその中で色合いが違うのは、昭和44年に東京都におけるコミュニティケアの伸展についてという、これは歴史的な文章でございますが、これは今までの縦割りの社会福祉事業をどう、いわば横につなげていくかという意味では、今回の意見具申の源になるものだと私は考えております。そういうものがあり、それ以降老人福祉や心身障害児のそれぞれの個別の議論を踏まえて、昭和59年に「東京都におけるこれからの社会福祉の総合的な展開について」という、これも東京都の社会福祉審議会史というのからすると大変重要な答申だと私は思っておりますが、これもいわば社会福祉の、国が行った基礎構造改革と言われている福祉6法改正と言われているようなものの先取りをした極めて先駆的な答申でございました。

あるいは、平成に至って、居住とそれから福祉をつなげるという、これも今回改めて取り上

げられた、いわゆる社会福祉事業の縦割りからいわばさまざまな社会福祉施策をつなぐ横の議論を、社会福祉審議会として議論しようという意思が、この時期から鮮明にあらわれたわけです。というのは、ご承知のとおり個別の施策はそれぞれの部が組織されてさまざまな検討が行われております。社会福祉審議会としては、これを横につなぎ、全体としてパースペクティブを与える。あるいは個別の部局では検討しにくいような課題を取り上げる。これは、最近の意見具申で言えば、サービスの選択の問題、福祉サービス市場の問題、それから人材の問題というふうに、これは個別の縦割り施策では対応できない分野横断的なトピックスを取り上げたものでございます。

そんな文脈の中で、先ほど申しましたように、地域福祉コミュニティケア、そういう議論については、ここにその提言の概要等をお出しいただいた。要するに横割り、縦割りを横にして総合的に福祉のあり方、これも個別施策のみならず、そして東京都の施策のみならず、区市町村あるいは民間も含めた総合的な視野に基づいて福祉、そういう意味では今回は社会福祉という言葉が外れまして、福祉という言葉が使われたのは、まさに制度とそれから非制度的な部分との融合あるいは分担、そういうものを視野に置きながら検討しないと、実は議論が進まなくなり始めている。

これは、ある種の前提、前書きでも若干さまざまな事柄について、2ページの初めのところに「今までの認識の延長では対応困難」「これまで前提とされていたものが崩れつつある状況」という文言で第2章の上から丸の3つ目のところに触れてございますが、そういう事態があらわれていて、まさにそこら辺を検討せずしては、実は施策というものはあり得ないだろう。しかしながら、それを具体的な施策におろしていくためには、まだまだ機が熟していない。それは、認識のギャップもございますし、政策手段のギャップもございますし、あるいは都民の受けとめの問題もあるでしょうし、何よりも個別事業者のお考えはなかなか新しい事態に対してセンシティブに変えられるという性質のものではございませんので、そんなことを含めて、今回全体としては、課題提起、論点という名前にしたのはまさにそういうことでございまして、関係の方々にお考えいただく素材をご提供申し上げるというような考え方で、この意見具申の起草作業をさせていただいたということになろうかと思っております。

そして、その考え方を、論点を提起する上では、東京都として、先ほど審議会の答申については触れましたが、一方で東京都の福祉政策としてさまざまな議論を、知事の任期というのはある意味では象徴的だと思いますが、石原知事ご就任以来、東京都が積極的に施策を打ち出してまいりましたので、これを整理し回顧し、言ってみれば社会福祉審議会の答申の中にこうい

うものを書き込むということは、この時期東京都はどのような施策の方向を目指して政策が実施されてきたかということ、いわば後を継ぐ方々にも共通の認識、あるいはさまざまなレベルで共通の認識を持っていただいた上で、これからの議論をしていただきたいという、そういう願いと意図を持って今回の意見具申の冒頭の第1部の部分は「東京都の福祉改革のあゆみ」と題して、かなりページを割きまして、これまでの東京都の取り組みの論点を整理させていただきました。

第2章は、福祉の将来展望における、まだ将来展望を描けるほどの機は熟していない。しかし、考える際の論点はそろそろいろんな形で出そろい始めている。具体的に申しますと、日本では例えば、2007年に人口がピークを迎えて以降人口減少社会になります。東京都に即して言うと、後ほど推計でお示いたしますが、2005年から2025年にかけて75歳以上高齢者は約百万人ですから、1つの県以上のボリュームで実は後期高齢人口が東京に急増いたします。こういうさまざまな事象というのは、これからの我々の福祉施策のあり方を考える上で、大きな論点になるわけでございまして、予見といいましょうか、人口というのは我々がコントロールすることができません。少子化対策なんていうことを言いますが、もう少子化対策はできる限界点は超えたという認識です。大体子供を産む親の世代が減っていますから。それはむしろ子育て支援だって少子化対策ではないというふうに思っていますが、これは私見でございますが、そんなことも含めて予見をきちんと踏まえて、これからの福祉のあり方を考えたらどうだろうか、そんなことをございます。

ということで、少し本論に入りますが、第1章は、東京都が取り組んできた福祉政策の歩みというものを回顧したということをございまして、第1節はそれまでの経緯でございます。第2節で、平成12年に東京都として策定いたしました「福祉改革推進プラン」の内容が整理されまして、ここで「選択」と「競い合い」と「地域」という3つのキーワードが提起されました。これは、この時期介護保険導入以降の、これは福祉介護と言っていいと思います。

福祉というのは、非常に広い意味から狭い意味まで、とりわけ社会福祉ということをおいいますと、実定法上の社会福祉という概念からソーシャル・ウェルフェア、広い社会の福祉まで非常にあいまいに使われる概念でございますので、なかなかどういう意味で使うか難しいわけでございますが、ここでは「選択」「競い合い」「地域」というキーワードで福祉の方向づけをしようという、それが非常に重要な論点で、これは今回の議論まで継承されております。

さらに、9ページに「TOKYO福祉改革STEP2」の策定についてコメントしております。STEP2の中で地域のケアつき住まいを重視したきめ細かな福祉という議論。これが

大変大事な指摘でございまして、今回の意見具申の中でも、こういう筋に基づきながら住まいの問題を取り上げさせていただきました。

まだまだこの時点では、グループホームとかかなりフォーカスがそれぞれの個別の問題に即した提起だというふうに認識しておりますが、それと同時に、多様な主体の参入による競争、公立・社会福祉法人中心の供給体制を改革、これは言うまでもなく社会福祉の制度で充足されてきたニーズを超えて、いわば都民の社会的必要とでもいいでしょうか、そういうものが拡大していることを踏まえて、供給制限から自由な参入をしながら、言ってみれば事後規制に移行する。事前規制から事後規制へという、そういう移行の中で競争、競争というのは市場原理における競争という概念でとらえられると同時に、やはり昔から言いますが切磋琢磨という表現があります。あらゆる非市場的な部分でも、それがなければクオリティの高い合理的なサービスは実現しませんので、そういうことを踏まえた論点。それから、国に対しての画一化された政策への課題提起ということがございます。

第3は、これも東京都の行政組織の歴史としては大変画期的なことが起こりまして、福祉局と健康局、大昔でいうとこれは衛生局と民生局という、たしかそういう区割りであったかというふうに思います。これも時代の変化を映した名称の変化でございまして、これが16年8月に組織統合いたしました。それを踏まえて、東京都として「福祉・健康都市 東京ビジョン」というものを策定されたわけでございますが、どこの組織をとってみても日本の国柄でなかなか縦割りという形で、縦割りを足したってそれは縦割りの二乗だとだれかが言ったことがありますが、これをどうやって真に有機的、機動的な組織体にするかというのを、これは我々の検討を超えて、むしろ行政学の世界の話ではございますが、また実務的な話ではございますが、やっぱりその問題は大変これから大きな課題であり続ける。とりわけ、高齢者にしろ、障害者にしろ、まさに保健と福祉の相互の折り合い、そして恐らくここの基盤としては住まいの問題がありますから、これは東京都が地域福祉のあり方研究会、地域福祉に関する答申以来、地域でサービスが受けられるような仕組み、これは現実問題として東京都で、これも副知事のプロジェクトチームで明らかに提言されたように、高齢者の住まいの問題、これは福祉施設だけでは解消しようがございませぬし、障害者についてもまさにそうでございます。そんなことも含めまして「福祉・健康都市 東京ビジョン」の意義をここで指摘しておきました。

その上で、個別の施策としてはさまざまな2007、2008ということで、東京都としての政策方針が示されておりますが、具体的に福祉改革で選択の課題、これは、東京都は福祉サービスの第三者評価システムということを全都道府県に先駆けて実施いたしました。その後、さまざま

まな形で国の制度のようになっていったわけでございますけれども、東京都の取り組み、それからさらにここで、14ページから15ページでくくりましたような、個別の施策というものが打ち出される。さらに、基盤整備という問題では、これも認証保育所なりさまざまなものを理解してございますが、幾つかの施策が行われました。

それから、「競い合い」という視点、質の高いサービスを多量に提供していただくためには、さまざまな事業主体に参入していただかなければならないわけでございます。それは、その裏できちんとした質を担保するということが必要でございます。また、従前の社会福祉法人及び医療法人も含めまして、既存の法人のレベルをますますクオリティアップするという必要があるということで、幾つかの施策が打たれたということが19ページ以降に書かれております。

それから、地域という概念はコミュニティケア以来ずっと基調でございまして、これも実はなかなか決定打がない。現実には地域の中でさまざまな、後に申し上げますように、支援の必要な人たちが急増しております。そういうことで、さまざまな施策が地域ベースで展開されている。とりわけ東京都として重要なのは、包括補助金というものを設定して、区市町村の自主性、自発性を応援するという政策スタイルに転換しようとして、さまざまな措置が行われたということは、大変特記すべきことかと思えます。

それから、新しい課題については言うまでもなく児童虐待、路上生活、さまざまな問題、それから都立施設の問題も、これも大変大きな課題であり続けているわけで、こちら辺の問題、それぞれどういう施策を打ってきたかということについてのレビューをしたわけでございます。

ちょっと時間をかけてしまいました。第1章はそういう意味で言えば、東京都として福祉政策について、28ページの最後の丸に書いてございますように、先ほどのキーワードを繰り返しますが、利用者本位という観点から競い合いの意義を位置づけ、多様なサービス提供者の参入と改革を促すとともに、地域における主体的な政策展開についても強調してきたという、これが一連の歩みだったわけでございます。

でも、しかしながらこれは政策文章ということでございまして、これを具体的にどのように実現したかという、これはそれぞれの政策担当あるいはご関係の分野で自己評価していただくよりしょうがないわけでございますが、筋としてやはり日本で最も人口集積の大きな大都市として、メトロポリタンという言葉が使えるわけですが、そこでの福祉施策というのは大変困難が伴いながら、巨大な行政施策、福祉政策でございますので、大変多元的な主体の中で実施する。それから、地域性も東京都はもちろん、都心3区から始まって郊外、そして島嶼部まで含めて多様な、東京都というのはいわばすべての地域特性が出そろった地域であるとも言える

わけございまして、その中での難しさというのはあるわけございしますが、以上のような整理をさせていただいた。

その上で、第2章、29ページ以降でございますが、東京都の福祉改革の今までご説明申し上げた内容を受けまして、将来に向かって福祉施策を構想、実現していくための留意すべき視点についての検討という形で、課題提供をさせていただきました。もちろん、留意点はこの4点に尽きるものではないというふうに思っておりますが、とりわけポイントになるのはこんなことではないかということでございます。

第1節は、言うまでもなく「東京都の将来像」、これは予見としての人口構成の変化というものをどういうふうにとらえるかということでございますが、これは私の脱線でございますが、私はたまたま東京都の職員研修等で区の職員の方々にお話を申し上げる機会があるんですが、意外と自分たちのまちの人口動態がどうなるかということについて知識をお持ちでない公務員が多い、多過ぎると私は思います。あるいは、区の企画統計が、職員にそういう情報を周知徹底しているかという、どうもそうではなさそう。ということは、言ってみれば手探りで、我が区がどこへ向かうのかということの方向感覚を持たずに、短期的な施策をやっているとしか言いようがない事態がしばしばある。これは、多分議員さんも同様ですね。首長さんもそうかもしれない。これは私の脱線の発言でございますので、これは後で議事録から削除していただいたほうがよろしいかと思う。

そういうことを含めて、改めてやっぱり本格的な高齢社会、人口減少社会とはどういうものなのかというのを課題提供させていただきたい。これは、今さらという方もたくさんいらっしゃると思いますが、今さらでもやっぱり大事なことは言っておこうという起草委員会の判断で、35ページから38ページまで、やや煩瑣ではございますが、都内の区市町村別年齢別の15歳未満、15歳～64歳、65歳以上、そして75歳、これはもちろん言うまでもなく社会保障・人口問題研究所の推計でございまして、この将来推計には、社会的な移動については一定の仮定が置かれておりますので、これはある留保をしながら使わざるを得ない推計ではございますけれども、ただ、今我々がどこへ向かっているのかということの説明するには大変大事な基礎資料でございます。あえて、異例ではございますが、本文の中、普通はこういうのは付録に出すんですが、異例ではございますが。

そして、それを東京都としてではなくて区市レベルで加えていただきたいということで、ごらんいただきたいんですが、ざっともらいますと、黒三角が左側に多くて、右側がいわば急増、とりわけ75歳以上高齢者増はまさに絶対数増、高齢社会を見ると、どうも比率で見る悪いく

せがございまして、絶対数でとらえてほしい。これは、施策対象は絶対数ですから。そういうことでは、マーケットの構造でいえば、生産年齢人口の縮小というのは極めて急激に起こるわけですね。

例えば東京都全体でいっても、生産年齢人口は88.4ですから、働き手、これは行政の言葉から見ると多分担税層、税金を担う人たちという意味でございまして。所得ベースの課税では、まさに生産年齢人口の動向が、いわば租税収入のある部分を決定しますし、生産年齢人口の増加というのは、企業活動の縮小とマーケットの縮小ですから、企業活動の縮小を前提としていますから、このことをきちんと認識するということは、多分これからの行政運営のイロハのイではございまして、意外と今までの前提が続くということで、議論はそこはスルーすることが多いのです。そういう意味でも、意識的にそういうことを言う、しかし一方で65歳以上、なかんずく要介護認定率が急激な75歳以上高齢者は、東京都でいえば、指数ベースですと213。恐らく多摩市それから練馬あたりはまさに3倍。後期高齢人口3倍社会でございまして、それぞれの人口の認識をしながら、しかも日常圏域別にもう一回それをグレードダウンする必要があるだろう。要するに、地域ケアというのはまさに生活の継続性を地域で実現するということでは、例えばそういうことでは、また後ほどの互助という、やや耳なれない言葉を持ち出すのは、世帯状況、居住形態の変化、とりわけひとり暮らしあるいは老人の老老世帯等々含めて、そしてその人たちが借家で生活するという、非常に不安定な中で生活するという状況が東京都では、これからさまざまな形で増大する。まさにそれを、しかしながら施設でという対応は物理的にというか財政的にというか、そしてもちろんその本人の尊厳という意味からも非常に難しくなってくるというふうには私は認識しておりますし、ましてそれはある種のたまゆら問題の基調にあるわけでは、何とかそれを地域の中でという視点で考えていただきたいという議論をいたしました。

第2節は、いろんな意味で福祉というのは社会のさまざまな必要に対応する社会制度でございまして、福祉学ではニーズ論という領域がございまして、どこまでが行政で政策として対応すべきものか。どこまでがさまざまな中間集団で対応すべきか、どこまでが自助という意味もなかなか難しい概念でございまして。一方で、家族というものが脆弱化する中で、しかしながら家族の親密性というのは非常に重要な機能を永遠に果たし続けるというふうには考えますが、そういうものの中で福祉政策、もう少し言えば社会サービスと言ってもいいわけでは、それが引き受けるべきニーズの範囲が何だろうかというようなことを、少し論点整理しようということでございまして。

出発点は東京都の「福祉・健康都市 東京ビジョン」のニーズのとらえ方ということで、39ページに図があるので、これはお目通しいただきたいのですが、その中で幾つかの論点整理をいたしました。

第1、これはさまざまな論争点があることを承知で、新しい互助ともいうべき機能、ある意味では非常に持って回った表現でございます。新しい互助というのは何だろうかという、ここは多分私の解釈でございます、新しく再認識されたと言ってもいいかもしれません。今まで見過ごされてきたと言ってもいいかもしれません。あるいは、今まで前提としたけれども、その前提が崩れてしまったのでそれにかわるものは何だろうかという、前提というのは言うまでもなく家族機能の衰退、それから近隣の機能の衰退、最近のはやり言葉で言えば無縁ですね。無縁というのは、血縁、これは家族、地縁、これが地域、職縁、これは仕事を通じてできたさまざまな共同体的機能というのは、職場というのは機能的集団であると同時に共同的な集団だというのは大昔の社会学の議論でございますが、そういうものから切り離された人たちが大変あられ始められているという議論は、NHKがドキュメンタリーをして以来かなり人口に膾炙するようになったわけでございますが、既に19年の意見具申の中でもアドボカシーとか、実は代弁というのは、先ほどの前提で言えば家族がやってくれるものだったんです。それが機能しなくなったので、後見制度を改正して新しい成年後見制度をつくった。法律行為についてやったわけですが、そこら辺もなかなか切りかわりがうまくいっていないというようなことがあるわけですが、あるいは介護保険の中にもアドボカシー的な機能は入れてございますけれども、等々を含めて、これはニーズを充足する直接的な施策ではないわけです。そうではなくて、ニーズ充足につながるようなさまざまな機能を強化するという性質のものでございます。

これは、本来はやっぱり家族なり身近な人たちがかわりにやってくれたものが、そういうものが機能しなくなった。ここら辺を、従来の施設概念でありますと、施設に入所させて保護するというので、ほぼ話は終わっていた。実は終わらないんでありまして、そこからさまざまな虐待の問題が発生したりいろんなことが起こっているわけですが、それに対して細かに身の回りを配慮したりする、そういう機能、これは恐らく従来の互助と言われたものの中に含まれていた。見守りとか発見とかという、これはなかなか言葉がうまく表現できないで使われてきておりますが、見守りの話もそうでございます。そういうことを含めて、これはだからといって、介護保険の論者の中には、生活援助で滞在型で介護保険でやれば、それは十分機能を果たすという言われ方もありますが、これはほとんど無意味な議論だと私は思っておりまして、そういう意味で互助的な機能というのは、41ページの下に社会関係の重要性を踏まえ、本人生活の

全体を支え、それに寄り添い、ともに考えていく機能をニーズとして明確に位置づけることが必要である。ただ、これはそんなに簡単ではないということを意識しながら書いていることに、それで新しい互助とも言うべき機能と呼ぶことにするという表現をさせていただいています。

要するに、先ほどの前提崩壊社会というふうに私は呼んでいるんですが、そこは大部分そこにかかわってくるんです。極端な言い方をすれば、年金の話は別としても、親の死亡を届けない家族があらわれ始めたというのは、明らかに前提が壊れているということでございますし、行政はまさに申請主義というか、何かあったら行政に接近してくるはずだという前提でいる。ところがそういう互助機能が崩壊してしまいますと、接近すらできないで放置されていく。実はその極端なケースとして、孤独死の問題で話題になりましたように、さまざまな社会的コストを誘発するわけです。放置して問題なければそれなりに、悪い言葉を使えば闇に葬られていたのでしょう、今までは。それが、社会的に見逃すことのできない、社会的コストを発生させるという認識がまさに、あるいは、ということも含めてそこら辺の問題をやっぱり避けては通れなくなってきましたよということを、学者の意見ではなくて審議会の意見具申として書かせていただいたということがこの事態の深刻さでもあるわけでございますが、そういうことで言えば、42ページの半ばの下に、選択・競い合いする前提そのものが欠如しているという認識を書いてございます。

これは、だからといってそれが公の責任で公共ができるというもの、そう単純な話ではない。世の中の新聞には時々そういう意見が出るわけですが、変な言い方をすれば、リーチアウトするような人材配置なんてされていないですよ。人員配置は。多分こういうことが起こると、たちまち土日返上で公務員の方々は昼夜兼行のお仕事をされざるを得ない。そんな人員配置されておられませんから、そういうことを含めてそんなに単純ではない。しかし、前提が欠如しているよということについてリファーマーをしております。

それに、もう一つの問題が、もう一つ家族を含めた近隣の助け合いをボランティアなどで充足されるものではないというふうに注意してございます。これの文意をお酌み取りください。そしてその上で、住まいの問題に着目して少し整理させていただきました。

これは、臨時委員にお入りいただいた園田先生のご貢献が大変大きい領域で、今日のご欠席でございますが、住まいと福祉を同時にとらえるという視点。それを、先ほどの互助機能の創出とダブらせて考えますと、単なる雨露しのぐ場としての住まいだけではない意味を住まいの問題にとらえたい。それから、単なる施設提供で問題は解決しないだろうということを、いろんな形で書かせていただきました。

44ページに住まいの機能で、言ってみれば見守りから始まって経済力、6つの要素を出しながら、住まい論は今までは総合的になかなか議論されにくかった事情もございますが、とりわけ借家層がこれから急増いたします。多分、今回の国勢調査の結果が発表され、もっとそれは明らかになるはずですが、非婚の持ち家層という、これはもともと生活が非常に不安定層でございますが、今までは例外的と考えられていたものが、これが普通になっていく可能性は、とりわけ東京の都市部ではあるわけございまして、これも従来型の政策の限界を恐らく将来露呈するだろうということで、その論点は幾つかここに書かせておきますが、東京都でも手をこまぬいているわけではございませんで、東京都の高齢者の新しい住まいの東京モデルという形で、高齢者の施策についてはいろんな形で努力がされておりますが、改めて住宅の問題、住まいの問題を整理させていただきました。

それから、貧困と社会的排除というところでは、まさに所得だけではとらえられない、これも研修などの中では常識のことでございますが、それを改めて指摘させていただきました。そういうことを含めて、ニーズの変化を幾つかの視点で整理させていただいたのが第2節。

第3節は、その上で資源論という言い方をいたしました。ニーズを充足する資源としてどういうふうに考えたらいいかということで、これは東京都のある種のパラダイムである地域と民間と行政ということを整りしながら、資源論を展開させていただきました。一つは地域の多様な取り組みということで、イノベーションとかそういうものをどういうふうに進めていくか。これは東京都がかなり力を入れて、そしてそれが必ずしも成果を上げているのかいないのかと、いろんな課題があろうかというふうに思いますが、今までの整理をした上で、分科会でヒアリングをして、たまたま52ページと53ページに整理したような先行事例とか、モデル事例とか、分科会としてこれからの歩みを考える参照事例を取り上げておりますので、この意味することはごらんいただきたいと思いますが、これから従来型ではなくて多様なチャレンジを相当急ピッチで、地域で展開していただく必要があるというふうに考えております。

54ページは、その場合にどうも施策というのは新しいものをつくるという思想で高度経済成長時代はやってきましたけれども、既存ストックの活用という議論をもうちょっと考えなさい。これは、施設と住まいというものが、住宅法規上でもかなり整然と区別されておりますので、その課題を縫って例のスプリング問題というのが起こっているわけでございますけれども、しかしながら膨大ないわば支援を必要とする人が、今までとは違う形で発生する以上、それを新設施設で対応するなんていうのは沙汰の限り。その推計については、副知事のワーキングチームで特養について試算が出されているとおりでございますけれども、そうするとやっ

ぱり既存のストックをどう活用するかという、そういう視点で施策が打てないだろうか。これは、住宅は余っておりますから、東京でそうではないだろうと言われていても、実は投資用の住宅が空の需要をつくり出すというところもございますので、そういうことを含めてこれからは既存ストックをどう使うか、これが大事だよということ。

それから、社会保障給付と地域経済の調和という議論は、たまたま臨時委員の鈴木亘先生がやられた試算を引用させていただき、これはかなり古典的な試算なんです、社会的入院層を医療扶助を使って地域から排除する。それで足りないのでもたまゆらができたわけですが、そうではなく、これを地域の中で消費するような仕組みをつくる。そうすると、社会保障給付が地域循環するという視点。これはこれからの議論を考える上の、要するに排除型モデルではなくて社会保障給付、これは実は膨大な年金を持った層がこれから東京都で、企業年金を含めて有資産層がふえる。その人たちのお金をどうやって地域循環させるかというのは大変重要な視点でございまして、とりわけ生活困難層でもこういう試算が成り立つというのが大変重要な見解、視点でございます。

逆に変な言い方をすれば、生活困難層の支援というのは、実は社会資源を生み出すことによって雇用をつくり出すという、それはその場合に独特の従来型のモデルではない事業モデル、先ほど言った互助というものを重視しながら、どう展開するかということでございます。

それから、4、これはサービス提供のあり方でございまして、地域包括ケアという視点で少し議論を整理させていただく。これは言うまでもなく、国が介護保険改革の中で、05年改革に提起して以来、今回地域包括ケアという議論を打ち出しながら展開していくことでございます。必ずしもこれはきちんとした政策理念として、とりわけ政府筋に共有されるとは思いませんけれども、これはやや蛇足、私の個人的な注釈でございますが、幾つかのルートがあって、一つはインテグレートケアと言いまして、医療とか福祉とか、これをとりわけ長期ケア、長期療養について統合する。考え方としてはケアインプレイス、そこに住んでいる人にサービスを外づけで提供するという仕組みをどうつくるか。

もう一つは、コミュニティによる支援。これは先ほどの互助等を含めた、昔からコミュニティケア論は地域でさまざまなサービスを提供するという概念と、地域が、これは地域住民の参画を含めた、地域がというイン・バイという議論がずっとあったんですが、それを改めて今の長期ケアの議論の中に組み込んだ概念でございますが、これを取り入れるとすればやはり一つは日常生活圏域での対応だと。互助というのはまさに行政が施策として打つというのは非常に難しいとすれば、非常に迂回路が必要でございますから、そういう政策。というような視点を

いたしました。

それから、その前提は対象者別の福祉の見直しであると。日常生活圏では、まさに問題は単純に高齢者対策、障害者対策と分けては対応できませんので、いわば対象別の福祉を目指す。それから、事業者について、これは臨時委員の藤井委員がご専門でございますが、テレアップの議論として事業者の一定の規模と、それから平たく私なりに整理すると、事業者は大きく事業単位は小さくという、地域に根差したものにするという戦略が必要で、それはこれから多分イノベーションが必要な領域でございます。これは制度化も含めて大きな課題かと思えます。それから、サービス間連携、これについても触れさせていただきました。競い合い、それから人材確保等々議論をさせていただきました。

その上で、行政の施策展開における留意点として、2つの点を取りわけ指摘いたしました。評価がきちんとできないとだめだよねという話です。これは、監査指導ではありません。監査指導を含みつつ、さらに評価・検証をしながら、やっぱり施策の機動性を高める上では、従来型施策と同時にさまざまな新しい課題について評価機能というのは非常に重要だと。

それから、第2は、やや東京都の審議会としては異例の表現でございますが、自治体職員頑張れということを書いてございます。規則型ではないフィールド型政策立案という、これも私がややちょっと脱線のコメントをさせていただくとすれば、たまゆら事件というのは実はその問題を端的にあらわした問題だと思っています。要するに福祉事務所の現場はまさにああいう方々を抱え込まざるを得なくて、しかしながら、残念ながらそれがそれぞれの地域なり市区町村なりできちんとした政策として実現していなかったために、まさに現場の課題が政策になかなか反映できなかったような、そういうある種の機能不全があったのでは、乖離というふうに言ってもいい。これは私見でございますが。それはなかなか一朝一夕に難しいわけでございますが、やはりフィールドワークを中心にしながら施策を打つ。これはますます地域ケアがきめ細かくなっていけばなっていくほど当然でございます、そういうことを含めた工夫をしていただきたいということでございます。

ややちょっと長過ぎました。これで終わりの結論といたしますが、結論の中は大変大事な指摘を幾つかしてございます。66ページの下段に歴史的に振り返るとというふうに書いてございますが、ここでは互助を取り上げましたが、それと同時にチャリティ、愛他主義というのはアルトゥルイズムとありますが、そういうものによってさまざまな施策や事業、そもそも日本の、東京都のかかわり而言えば、養育院というのは一つの象徴的な出来事ではありましたが、あれはいろんな国際的な関係でああいうものができたといういきさつがあります。それ以外に

さまざまなボランティアなスピリットで、いろんな形で福祉事業の先駆けが展開してきたわけ
でございます。これは現代の新しい福祉課題の中で改めて照明を当てられるべきだということ
です。互助、相互扶助というのを悲壮に解釈してほしくないということで、こういう視点を、
これは三浦委員長のご指摘を踏まえて入れさせていただきます。

それから、社会的企業という考え方についても指摘してございますが、恐らく今までは公の
支配という概念で社会福祉法人が、ある意味ではためられてきたというところがあります。そ
のために、多様な競争という形で多様な主体の参入を促してきたわけですが、それが貧困ビジ
ネスと紙一重みたいな世界が実は起こっていて、改めて社会的企業というかそういうもの、こ
れは愛他主義ともかかわりますが、そういうことも含めてやっぱりこの領域で活動する、明ら
かに需要を拡大するわけですね、はっきり言いますと。だって高齢者が3倍になるわけですか
ら。2倍になるわけです。需要が拡大する以上、供給はそれに応じてふやさざるを得ない。ま
さに成長産業です、ここだけが。

しかしそれは、従来考えられていた営利性、実は社会的責任という議論もありますしあれで
すが、実は新たにそこのビジネスのスタイルは多分違うのではないか、それが社会的企業とい
う概念で説明できるのではないかということを指摘いたしました。

ややちょっと長くなり過ぎましてごめんなさいなんです、全体の今回の意見具申のモチー
フを少し私なりの理解で説明させていただいて、全体の概要報告にかえさせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○三浦委員長 どうも、高橋分科会長ありがとうございました。

1年足らずではありましたけれども、大変重要な論点と申しましょか、お示しいただいた
のではないだろうかと。それをまとめるのは随分各委員、分科会の委員及び起草委員のご努力
もあったんじゃないかと思いますが、従来にない意見具申ということになるだろうかと
思っております。今の高橋分科会長のお話はここに書いておりますというよりも、これを書いたときのい
ろんな問題意識などもあわせてお話をいただきました。前より内容を理解するに役立ったん
ではないかと思いますが、これからはどうぞ忌憚ないご意見をちょうだいできればと思
っております。限られた時間ではございますけれども、どうぞ、この機会でございますので
いろんなお話をいただければと思います。

最初に、分科会の委員、起草委員の方々から何か補足的なものはございませうか。

平岡委員だとか、何かございませうか。あるいは藤井委員。大丈夫でしょうか。

では、また皆さん方の議論の中で、議論を出していただくというふうなことにさせてい

ければと思いますので、どうぞ、お気づきの点、いかがでございましょうか。中山委員お願いいたします。

○中山委員 大変ご説明ありがとうございました。

私、新しい委員でございまして、とんちんかなことを申し上げるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。どうしても、議会からの者ですから即物的な話になって恐縮なんですけれども、今ご指摘の中で、人口分析というのを踏まえていただいて、31ページ、32ページにございましたけれども、中期的には日本全体が、人口が減る中で東京都は高齢者人口の急増もあって、むしろ減らないかもしれないぐらいな状況の中で推移していくという、3倍増の話もございましたし、あるいはワーキングプアについての言及もございまして、47ページあたり、頭数としての世帯内の若い人が減ると同時に、若い人たちの生産力といいますか、経済力も減るといふ社会の中でどうしていくのかという問題のご指摘とか、あるいは無縁社会が申請主義の崩壊というのをもたらしている、また新たな行政コストみたいなものを生み出すとかのご指摘もあって、最後に渋沢栄一先生などを初めとする養育院の話などもご指摘もあって、大変重要なご指摘だと思うんですけれども、私が東京の社会福祉の課題としてとらえた場合に、東京という特殊事情を国に対してどう説明し要求していくのか。

これは政治の場ではありませんので、力のぶつかり合いということではなくて、新しい理念とかのむしろぶつけ合いみたいな形になるんだと思うんですけれども、例えばページ数でいきますと54ページで指摘していただいている空き家の増加です。これが確かに都内であるんですけれども、それが直接社会福祉の関係のサービスの担い手としてなかなか展開していかないということは、もちろん権利関係の問題もあると思うんですが、最初にご指摘があった縦割り行政の問題点もあって、そういう不動産業界的なものを指導しているハード的な面と福祉との結びつき、今回住まいの面でそういう課題が提示されておりますけれども、そうしたものが解決していかないとなかなか難しい点があって、そうしたものを地方自治体に権限として持ってこない限りなかなか難しいというのがあったりとか、あるいはそもそも、例を限って申しわけございませんけれども、介護の世界などでは、昔は区市町村の力とかあるいは東京都のご努力もあって、ベッド買いみたいなものがあったわけですね。地方に予約をしているといいますか、高齢者の入所施設のですね。

ところが、それが介護保険の時代になって、原則的には地域ですよということになった。地域に回帰する意味はもちろんあるわけですが、ある面では政権交代もありましたけれども、政権変わろうと変わるまいと地域へという志向性というのは余り変わってなくて、いい面では

あるんですけども、ただ福祉サービスを支えていく担い手となる人材とか建物とか土地というように限っていうと、都内ではなかなか得がたくて、需要と供給のバランスでいうと、都内での需要はどんどん高まるけれども、供給できるストックはどこにあるかという都外にあるみたいところは変わっていないわけですね。

むしろ大都市加算みたいなものが提供されたけれども微々たるものなので、そうしたものは全然穴埋めされているような状態にならずに、東京都は東京都で、都内の区市町村は区市町村で、自分たちで努力して確保しなさいよということにいきなりほうり出されてしまった。そういう状況の中では、急増するニーズに対応するだけのものを都内で確保していくということは非常に難しい。

このまま状況が、恐らく日本国内でも東京は突出して、非常に難しい状況にあると思うんです。そうした事柄に対して、介護保険に限った問題ではなくて、社会福祉全体でのご議論の話ですから、もう少し高度な話なのかもしれませんが、そうした事柄に関して、東京都は新しい社会福祉の理念みたいなものをどう国に対して示して、都議会の議員の立場から言わせていただきますと、東京都として必要な問題解決の手法を獲得していくかと。手段を得ていくかということが非常に課題になってくるような気がしております。

そこら辺についてのこの答申に盛り込まれている理念の背景とか、そうしたものを教えていただければありがたいなということと、また、今後の課題としてそうした事柄も踏まえた議論を、この場で引き続き新たな諮問をいただきながらも検討していただけるとありがたいなという意見表明と、あわせて述べさせていただきました。

ありがとうございました。

○三浦委員長 極めて重要な内容を含むご質問でございました。何か分科会長、答えることはありますか。

○高橋分科会長 難し過ぎますね。ちょっと一言。

まさにこの意見具申を踏まえて、次に検討していただくべき事柄かと思います。

まだ地域主権の話が、帰趨が定まらないというふうに思っておりますし、その背景にありますのは、やっぱり租税の体系の問題がありますので、そう話は簡単ではないなというふうに思っております。そこら辺はまさにここの答申を踏まえて、東京都は当然いろんな文脈の中で、そういう個々には国に対しても積極的に要望されているのは承知しておりますので、この意見具申後の大きな課題であるというふうに認識させていただければと思っております。

○三浦委員長 今、高橋分科会長からお話がありましたが、確かにこれから大きな課題、重要

な点を教えていただけてどうもありがとうございます。

実はある意味では、今回ここで提起しようとしている問題は、都に対するだけじゃなくして、実は国にも知ってほしいんだと。つまり、今のような建物、ハード中心の土建型中心の福祉施設ではなくして、もっと地域の中で、しかも今の縦割りを超えた、そういったものを含めた形で、もう少し対応の仕方も考えようもあり得るんじゃないのかなという、間接的ではありますがけれども、そういったことなどぜひここで検討するという問題提起になってくれればという気持ちがないわけではございませんので、ぜひさらにご意見は、1回で終わるんじゃなくして、今後とも続く問題だと私も認識しておりますので、どうもご指摘ありがとうございます。

どうぞ、そのほかいかがでしょうか。

これらの名前を出して指摘するのはどうかと思いますけれども、特に従来にないこの問題の中、住まいの問題、住宅の問題ということを随分出されてきておりました。

ちょうど専門の立場から実際のお話をされる人もいらっしゃいますので、何かお気づきの点、発言ありませんでしょうか。

どうぞ、大本さんもそうですから、お気づきの点があれば。

○大本委員　ご指名にあずかりました大本でございます。常日ごろ、住宅の問題を研究しております。

それで、これは意見なんですけれども、ここで住居の問題が取り上げられたということは大変大きな意義があると思うんです。今回、サブプライム問題以降、非正規職員のホームレス化というんですか、数日前まで働いていたんだけど、家を失ってあらゆる権利を失ってしまう。社会保障の対象も、住所が特定されないということで、選挙権もないし、それから社会保障、社会福祉のサービスも受けられないというような社会的な排除ということが起こってきて、今まで見えなかったことが目に見える形で住居の問題というのが出されてきたと思うんです。

それで、私は常日ごろ、今回特に明確に可視化されたというのは、日本で生存権、それは日本国憲法25条で国の義務としてあるいは国民の権利として保障されているんですけども、しかしその実態を見ますと、実態から日本の生存権の中に居住という、居住の権利というものが位置づけられていないんじゃないかというふうな思いがあるわけなんです。

そういう中で、今回高齢者の問題の住居を大きく取り上げていただいたということは、非常にこれからの課題を突きつけて、取り組む課題が出てきて、やらなければいけないというふうに、非常にありがたいと思っているんですけども、しかし先ほど中山委員さんからもご指摘がありましたように、東京の住宅の土地とか住宅価格というのが非常に高いわけですし、たま

ゆらを初めとして施設が外に出ざるを得ないというのは、余りにも行政が対応するにはコストがかかり過ぎる、土地とかインフラを確保するための。というような問題がすごくあって、住居を取り上げて進めていきたいという気持ちはすごくあると思うんですけども、現実的にそれを実現していくというのは、福祉の直接の問題じゃないわけですけども、非常に難しい。やりたいけれども、それに対応できないという経済的な問題というのが、要するに福祉の経済的な領域からの趨勢からすると、それ以上に土地・住宅とかそういうようなものが高過ぎるといって、特に東京の現状というのがあると思うんです。

それは、この提言の中の前提になるのではないかというふうに思うんです。そういう点で、住むということは、私はコミュニティをつくっていくことなんだろうという感じがするんです。ただ家があれば、高度成長の中で労働者が多かったときというのは、家があれば済んだ時代。だから見えなかったんですけども、もともと住まい、住むということはコミュニティをつくるという、コミュニティとは何なのと、さっき高橋先生がおっしゃられたように非常に難しい、いろいろと多岐な概念があると思うんですけども、単純に言えば人と人の関係を地域の中でどうつくれるかという、そういうことじゃないかなと思うんです。

ですから、そういう意味で、この今回の提言とは非常に新しいいい提言だというふうに思うんです。社会的企業も取り上げられているし、本当にこの問題を取り上げていかないと、住居の領域から見ても、不動産関係というのはすごい投機してしまうという、建物とか住宅とか非常に投機が働いて、日本のバブルを起こしたのもそれだと思うんですけども、そういう意味で住宅産業というか不動産業というような領域が、社会的な起業家、そういうことを考えていかないと本当にだめになる。東京は住めないし、何のために働いて生きているのかという、そういうことも突きつけられるような感じがするんです。余りにも大変な生活状況になるというようなことから。

そういう意味で、私の意見ですけども、大変貴重な提言をしていただいたと、まとめていただいてありがたいと感じると同時に、これはこの福祉審議会の領域から外れることかもしれないけれども、前提としてやっぱり東京の土地・住宅が余りにも高い。私は東京が一極集中しているという原因だろうというふうに思うんですけども、そういう意味でももう少し前提になるような広い、あるいは生存権そのものというのか、その中に住居が位置づけられていないんじゃないかというような、前提になるようなことがメインじゃなくても副次的なものとしても、ちょっと提言いただければありがたいなという、私の意見でございます。

以上です。どうもありがとうございました。

○三浦委員長　そこまで立ち入れるかどうかですね、こういう文書の中で。思いはよくわかりますので、お聞きしておきたいと思います。

野村委員、何かございますか。

○野村委員　私はハードの人間として住宅問題を研究してまいりましたけれども、分科会長のお話にもありましたように、今回のこの答申は今までにない視点ということと、それから社会福祉から福祉へという視点でお書きになられている。私なりにいうと狭義の福祉から広義の福祉に転換した。そういう意味でも大変私にとってはありがたいレポートだと思います。

その中で、住宅の問題ですけれども、今までは住まい、居住という問題は施設か住宅かという二極で考えていたわけですが、その中間が実はとても重要になってきたということ指摘されているんだろうと思います。私からいうと、施設というのはユニット型というタイプも出ていますし、そういう意味では施設というのはどんどん施設の住宅化になっている。あるいは住宅も福祉との結びつきで住宅も福祉化になっている。私は施設の住宅化、住宅の福祉化という言葉を使っているわけですけれども、その間の問題を指摘されているということで、私は大変ありがたいというふうに思います。

ただ、一方で住宅の問題は国としてはケアホーム、グループホームがあるわけですが、地方自治体としては福祉ホームが位置づけられている。これなかなかまだ進んでいないように思うんです。これについて、もっと正面からとらえていただけたら、これからそういう機会を与えていただけたらと思います。その福祉ホームというのも、実は障害によって随分パターンが違うわけで、それぞれにいろんな問題があるんだろうと思います。そういうような細かいことまで、これからはできたらお願いしたいと思います。

それから、先ほど中山委員から54ページの空き家率の話がありましたけれども、住宅行政、施策からいうと、多分空き家率というのは5%か10%なければ実はいけないというふうに、その質の問題なんですね、空き家の。それで、部会長は投資目的の住宅というふうにおっしゃられましたけれども、実は昔の木賃アパートといいますか、民間の大家さんがやっている、これが今非常に悲惨な状態なんです。それは、古くて狭いし設備も共用なんていうとまず入人がいない。そういうところが実は空き家になっているところがとても多いわけで、そのオーナーはみんな高齢化しているんです。建て直す余力がないんですね。そういう問題で住宅行政から見ると、空き家率の問題というのはもっともっと詰めていかなくてはいけない。それとこの福祉の問題とが実はつながっているんだろうと思うんです。

そういう意味で、社会的企業というのは、今は要するに高専賃といいますか、高齢者専用賃

貸住宅はそういうところで随分今出てきているわけですが、一方で昔ながらのアパートというのは非常に悲惨な状況にある。この辺についてもこれからお考えいただけたらというふうに思いました。

以上です。

○高橋分科会長 実は木賃アパートの話は大変大事なことで、ここでは取り扱いませんでしたが、実はこれ地域性を伴って、平たく言えば木賃アパートの家主さんは自営業層の方ですから、ある意味で言えば自営業層の老後設計として家作を持つというモデルがあって、実はこれが今崩壊しつつあって、その一つのトライは、事例でご紹介いたしましたふるさとの会という山谷を基盤にしたNPOが今東京都新宿やいろんなところへ展開をし始めていまして、これはまさにそういう空き家を利用しながら、建てかえのときに、これは新聞にも報道された有名な事例でございますが、木賃アパートの建てかえで家主さんが4,000万を金融機関から借りるわけですが、実はふるさとの会のサービスがあるということが担保価値になって貸してくれる。これはリース契約をするわけです。というようなことが起こり始めている。

まさに生活困窮者支援が、実は地域経済とかそういうことを活性化する役割を非常に、ささやかではあるけれども、それが実はほかの区に飛び火いたしまして、これはむしろ議員さんのイニシアチブで始まりました。そういうことを含めた新しいビジネスモデルというのは、貧困ビジネスでない、いわゆる社会性を持った新しいビジネスモデルと、実は萌芽的にはそういう実践が展開しておりますので、そんなことも視野に置きながら、実は住まいの問題は書かせていただいた。

もう一つ、付言いたしますと、高齢者住まい法がご承知のように国交省と厚生労働省の共管でございまして、いろんな動きがございしますが、有料老人ホームについては高齢者住まい法に老人福祉法から移管するという議論が今進んでいるとすれば、もう一度都としてもそれをどう受けとめるか。高専賃と有料老人ホームのスキームがほぼ同じ法律で扱われるようなことになれば、それはまさに住宅局と福祉保健、まさに厚労省と国交省の共管というのは住まいの問題を、高齢者住まい法については福祉保健局と住宅局でどう調整していただくかという、具体的な政策課題が国の法改正の中で改めて登場する。先端的なチャレンジは既に東京都はされているわけでございます。それが国の制度にもなっていくという、ここら辺はまさに、また同時進行なのでここには書けませんでしたが、そんなことが起こっているということを指摘させていただきます。

○三浦委員長 ちょっと住宅問題についてこちらのほうで指名しましたけれども、そのほかい

かがでございましょうか。大道委員どうぞ。

○大道委員 冒頭ご説明がございましたように、東京都という自治体が社会保障に関連したさまざまな提言を審議会として行うという流れが、改めて新しい局面に来たなというのを、医療の立場からも改めてそう思います。示された論点とはいいながら、新しい方向性というのは非常に触発される場所がございました。これは評価されるべきものだと思います。

ただ、問題は既にご指摘ありますけれども、これは確かに東京都の地域特性というべきか、一極集中とか、今ご議論いただいたような問題点が大き過ぎて、切り口はわかるんだけど、これ現実はどうしましょうかというところが非常にリアルだと思います。

平成17年の人口構造の中位推計というのはやっぱり衝撃的でしたよね。2005年から2030年にかけての人口構造の推移というものはこうだというのは、数年前旧聞に属しますけれども、それが実は東京都の場合も例外ではないどころか、一部若干の偏在的な側面はありますけれども、極端な形で出てくるといったときに、ここらあたりの論点整理を踏まえて、有効な施策というのは本当に間に合うかなというところをつくづく感じます。

今日資源論を改めてお示しいただいて、市場的なメカニズムとそれから地域という表現をされておられますけれども、それによる力と行政の力と、これは従来からそういう考え方は多分あったわけですが、改めてここでしっかりと位置づけて、それぞれどういう賦活化するメカニズムというのを、やっぱり東京都がおやりになるんでしょうね。基本的な音頭を取っておやりになるんだとは思いますが、このあたりが現段階ではないわけではありませんけれども有効でないというか、もどかしい思いをしている医療の立場からの思いからすると、ぜひこの先を具体的な提言として、審議会としてもご検討いただきたいと、こういうふうに思ったのが、これは感想でございます。

その上で、毎度私は医療の立場でここに出させていただきますので、現場的な状況というのは東京のみならず、ほかの周辺の特に都市部ではそうだと思うんですが、多死化の時代に入った。確かに死亡数は多いんです。無縁の孤独死というのは、例外とは思いませんけれども、一般的には何がしか発見されて医療に結びつくことが多いわけです。病気の発作とか意識がないとか、これは大変だというようなことで搬送されて医療機関に来る。こういうところで受け入れが、東京の救急医療はある意味で極めてわかりやすい事例ですけれども、その後の対応に本当に苦慮いたします。独居のご老人であるとかあるいは高齢の夫婦のような場合には、傷病にかかると一気に問題が困難になってしまっただけです。

ここで申し上げたいのは、これは前からある話ですけれども、医療から脱却して次に受け渡

すときの誤差が非常に大きくなっているということを、決して愚痴をこぼすとかそんなことではなくて、旧来からMSWという職種が精いっぱいやってはおりますし、かなりある意味では鍛えられてそれなりに対処はしているんですけども、あぐねている場合が多いということで、先ほどの資源の有効活用というようなこととか、資源のほうのどこの道筋につなげるかというところ、有効な方策をぜひ行政としてあるいは東京都として、実は取り組んでおられるんですけども、そのところ社会福祉ないしは福祉の観点からも、有効な方策をぜひ期待したいと思います。

それから、ストックを活用すべきだという視点は、個別事例ですけども、我が意を得たりというところがありまして、医療でも例えば病院という医療の場がありますが、実は診療所、特にベッドを有する診療所というのが我が国にあります。19床までのベッドを持つんですけども、東京の場合も少なくとも届け出する時期にもよりますが、1万の診療所があるんですが、そのうちの1割ぐらい、有床診療所ということですが、実際はベッドを運用できないんですよ。俗にスリーピングしているというようなことを言いますが。

病床は、診療所によって違いますが活用できるかもしれないというようなところがありまして、こういうような既存のストックの中の一つに、例えば診療所という医師がおって医療もそれなりにできて、かつ非常に地域に身近なある種のネットワークというか、非常に身近なところに存在している。こういうもののストックというのは、医療の世界では有床診療所が急激に減少しているものですから、資源をこのまま放置して立ち枯れをさせてしまうのは何とももったいないというような視点で議論がなされているところですが、例えば医療でもそういうところが実はございます。

今日はこの審議会に関係者の方の、直接かかわりのある方がおいでになっていないので、私がやや代弁する格好になりますけれども、既存のストックを活用するということは、社会福祉に加えて医療または医療の関連のサービス体系なども大いにご検討いただきたいと思います。

先ほど来、いわゆる医療機関たる施設と関連の施設、介護施設を入れてもいいですが、それと住居または在宅との一連のスペクトラムといいましょうか、流れの中での模索というのは、住宅論で今議論が展開されましたが、医療の観点からも今有床診療所ということをちょっと例示いたしましたが、このあたりの工夫をすることで多少は効果があるのか。先ほど申し上げた有効な施策のうちの一つになるのかなというような思いをしているもので、意見として述べさせていただきます。

最後になりますが、看取りという作業はやはり医療がかかわるわけです。かかわらざるを得

ないところがありまして、救急ということであるならばさっきの話ですけれども、必ずしもすべてが救急に行くわけではありませんから、そういう中での看取りの機能というものを本当にどうするか。今100万を少々出たところですが、これ150万とも160万とも死ぬ数はふえるわけでありまして、そこに何がしか社会的な行為が必要なわけで、こういうふうなことを円滑にやること、これは福祉とのかかわりというよりむしろ医療に近いのかもしれませんが、これが実は居住、住まいとの関係が大変深く、かつさまざまな社会的なサービスがかかわる。また負担も重いというようなこともありまして、こういうふうなことを改めて感じさせるきょうの論点の整理ではあったということで、これは決して質問というよりは感想で恐縮ですが、一応述べさせていただきます。ありがとうございました。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

大変重要な論点を示していただきました。今後の住宅審議の中で、またこういう問題は取り上げていかなければならないだろうという認識を改めて感じさせられました。

そのほかいかがでございましょうか。本澤委員、どうぞ。

○本澤委員 先ほど来いわゆる埋もれている資産の活用のお話が、社会的な活用が出ていて、ビジネスや何かを考えたときに、先ほどの縦割りの住宅等の話もありましたけれども、やはり消費者行政も一緒に考えていただきたい。例のリフォーム詐欺のようなですね。ですから、どういう形でこの個人資産、埋もれているものを社会的に活用するかという、その社会的というところがやはり難しいんだらうと思います。

こういうところに別の意味のビジネスチャンスを見つけてくる悪いほうの人たちもいるので、そういう面も含めて高齢者の判断能力が衰えているところにいろいろな形でビジネスを見出してしまっている、ある意味非社会的とか反社会的な事業者たちも逆にいるということで、そういうこともどこかに少し、どうしても福祉の段階では消費者保護は余りお好きでないのか、触れないのが多いんですけれども、どこの自治体でもなかなか消費者保護とこの福祉の段階、高齢者が衰えたら、日常生活上はいつでも消費生活をやっていますので、サービスは福祉サービスだけじゃないので、やはり全体の消費者としての保護も一方で見据えないと、おっしゃっている社会的な地域での安心した暮らしというのは支えられないと正直思っていますので、どこかにちょっとだけ入れていただけるとありがたいなというふうに思っています。

これは横割りの、高橋先生がお考えのネットワークの中で本来は果たされるべきことなんです、そういう意味でのネットワークも、実際消費者保護のほうでもネットワークがあり、こういう成年後見のようなところでもネットワークがあり、社会福祉のほうでもネットワークが

あり、それが、ネットワーク同士がまた有機的につながるということがとても大事だろうというふうに思っております。

○三浦委員長 どこにどう入れるかをちょっと工夫させてもらわなきゃならないと思いますけれども、しかしその思いは全体を通して、特に最後のほうの流れの中では改めて、サービス業務なども出してきているのは、もう一遍そういうビジネスチャンスだけじゃなくして、その変化も考え直そうという基本的な問題提起というのが入ってきておりますので、そういう延長線上で、最終印刷する段階に入ればそういう検討をしてみたいと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。公募委員の方は今日お一人ですけれども、いかがでしょうか。

○久保委員 私は介護の現場におりますので、介護の点から。

地域社会にこれから男性がたくさん退職しておりてきます。介護の現場というのは男性の介護が大変なんです。女性が大きな男性の介護をするというのは、やっぱり移譲とか入浴とかで非常に大変なんです。でも、地域社会におりてきた方はいろいろな、今介護予防みたいなどころにはたくさん参加して、ウォーキングだとか元気体操だとか貯金体操だとか、そういったところで地域を活性化してくださっています。社会福祉協議会なんかに入ってパソコン教室とかというのはやっているんですけども、やっぱり将来的に福祉の究極の最後のターミネーションのところには来てくださらないので、そういう供給が非常に不足しているんだということだけを知ってほしいなと思っております。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございますでしょうか。

それでは、大分時間が来たようでございますので、本日はどうもありがとうございました。

いろんなご意見等をちょうだいしたわけでもございましたけれども、この意見具申そのものにつきましては余り強いご反対はないようでございますので、大体ご同意いただいたんではないだろうかと思っております。

ただ、今いろいろご指摘いただきましたものにつきましては、この中に断っておりますように、今回は具体的な施策的なことには触れる余地はないだろうというふうなことがありましたので、一つの見方、考え方ということだけ申し上げまして、今後の審議会におきましての、あるいは東京都におきましてもいろんなご議論するときの一つの視点を明らかにしたと、そういう意味でかなり具体性を欠いていたという点は多々あるのではないかと思いますけれども、これは今後の課題とさせていただければというふうに思っております。

先ほどこちょっと福祉ホームの件などもございましたけれども、実はこの審議会の性格上、例えば他のほうの審議会でいろいろやっている部分がありますものですから、そういったことについては大分控えさせていただいておりました。障害者問題等につきましては障害者施策推進協議会というのがございますし、それから住居関係につきましても審議会等がありますものですから、そちらの具体的施策についてあえて今回は載せていないというふうなことでお断り申し上げますので、そのこともご了解いただければというふうに思っております。

実は全体的に見まして、先ほどからも申し上げたとおりでございますけれども、大変視野が不透明な時期に入ってきてまして、同時にどうもこのままではいけないという状況が、特に福祉、医療を中心にしまして広がってきておるといことが事実だろうと思います。そういう中でこの意見具申ということでございまして、そういう中に起草委員会でもご努力いただきまして、大変、いいと言いましても、自分で言うのも変な話ですけども、ある意味ではぜひ訴えたいというふうな内容については盛り込めたんじゃないだろうかと思いますので、よろしければ、字句の修正等も若干残っているかと思っておりますけれども、基本的な点でご了解いただければ、これにつきましては中間段階意見具申という形でご賛同を得たいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦委員長 異論はないようでございますし、ご賛同の意見が多いようでございます。

それでは、この意見具申という「案」をとりまして、局長がお見えでございますから、私のほうから意見具申書という形でご提示申し上げたいと思っております。

「福祉の将来展望における論点～東京都の福祉改革のあゆみを踏まえて～」。

本審議会は標記について審議を重ねてきた結果、別紙のような意見を取りまとめたので、社会福祉法第7条第2項の規定に基づき意見を具申する。

東京都社会福祉審議会委員長三浦文夫。東京都知事石原慎太郎殿。

どうぞよろしく願いいたします。

○局長 まことにありがとうございます。我々行政としてもしっかりやっていきたいと思っておりますので、本当に長い間ありがとうございます。どうもありがとうございます。

○三浦委員長 それでは、局長のほうからごあいさつをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○局長 一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には本当にお忙しいところ、本日当審議会にご出席を賜りまして、まことにあ

りがとうございます。

ただいま三浦委員長から福祉の将来展望における論点という意見具申ちょうだいいたしました。この内容につきましては、今高橋分科会長から大変詳しい説明をいただいたところでございます。

改めて申すまでもございませぬが、この東京都社会福祉審議会は、先ほどの資料にもございましたとおり、昭和39年からこういう形でと申しますか、適時適切にこういった意見具申あるいは知事の諮問に答えた答申をちょうだいしております、その時期時期に東京都の行政に反映してきているところでございます。現在、我々が施策を進める上での基本指針といたしております福祉都市東京ビジョンがございすけれども、このビジョンにつきましても当審議会からいただいた意見具申がベースになっているところでございます。

今回のこの意見具申につきましては、昨年の12月に始まりまして、約1年間ご議論をいただいたところでございます。委員の皆様には本当にさまざまな面からご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。また、高橋分科会長を初め分科会の委員の皆様、そして起草委員の皆様には、大変ハードなスケジュールでご議論を賜りまして、この場をおかりしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

そして、先ほど来いろんな議論が出ておりますけれども、現在国におきましては、後期高齢者医療制度の見直しでございますとか、障害者自立支援法の見直し、あるいは新しい子育てのシステムのあり方、そして地域主権のあり方等々、社会保障全般の見直しが行われております、我々東京都の行政に携わる者としても非常に注視しているところですが、残念なことになかなか先が見えてこないという状況も現在でございます。

この社会福祉審議会におきましては、こういった点も踏まえまして、先ほどご説明がございましたとおり、新しい互助というもの、そして住まいというような非常に新しい切り口から、さまざまな議論もいただいたところでございます。そして、今日この場で委員の皆様方から、やはり東京の特殊性を考えなくてはいけない。あるいは暮らし、住まいについてもっと突っ込んだ議論が必要ではないかというようなご議論もいただきましたけれども、我々東京都といたしましては、この論点をきょうここに、会場には幹事等々で福祉保健局のメンバーが来ておりますけれども、我々職員一丸となってこの論点を、これから十分に踏まえさせていただいて、新たな目標であるとか、あるいは具体的な施策の策定、あるいはその実行に、きょういただきました意見具申を活用させていただきたいというふうに思っております。

委員の皆様には、本当に長い間大変ありがとうございました。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、私のほうから一言申し上げたいと思っております。

たびたび申し上げましたように、今回の意見具申につきましては、分科会、起草委員の方々を含めまして大変なご苦勞をかけまして、このような形で答申することができました。この答申それ自身は、今東京都知事、石原知事に対して意見具申を行ったわけでございますけれども、実はこの答申は東京都に対するだけではなくして、実は都民あるいは各都道府県、市町村等々を含めまして各方面にひとつのメッセージとして実は送りたいというふうに思っているわけです。この報告書、最後のところにも書いておきましたけれども、東京都の区市町村それから都内の社会福祉法人あるいは多数の事業主体や社会福祉にかかわる幅広い人たちに対しますメッセージであるというふうに書いておきました。先ほどの社会福祉から福祉へという大きな流れということがある中で、取り組んでいく場合に従来の行政中心ということよりも、むしろ都民であったり、事業者自身の役割が大変重要ではないかと思っております。

特に最後のほうには、この問題について地域の連帯とかそういうことを非常に強く書いてありますけれども、私はあえて企業に対して、福祉に対しての関心をぜひもっと強めてほしいという形で、あえて最後のところに一種のノーブレス・オブリージュと言うべきようなことを含めまして、実は企業自身が従来の利潤追求だけじゃなくして社会的な使命を十分に果たしていただく。こういうことがなければ福祉というのは達成できないのではないかといったことをあえて、思いがあったものですから、若干の言葉を添えさせていただいております。

そういう意味で、この意見具申が東京都だけではなくして、都民そしていろんな業界、業者、企業等を含めましてよい結果になるということをおもいも期待していきたいというふうに思っております。

非常に長い間の審議でございました。活発な意見どうもありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、今日の総会は終わりたいと思います。同時に、多分これが私どもの任期の最後の会議になってきたと思いますので、今までのご協力をご感謝申し上げて閉会の辞とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

それから、ちょっと一言だけ、私の方から申しわけございません。終わった後で、一種の報告事項を私のほうからさせていただきたいと思っております、といいますのは、実は私どもの任期は11月25日ということでございますので、先ほど申し上げましたようにこれが最後になると申し上げたわけでございます。

ところで、当審議会の中において置いております身体障害者福祉専門分科会におきまして、

審査等々の課題が残っております。実は12月に開催することになっております。それにつきましては、分科会の専門委員会の委員長につきましては委員長が指名することになっております。12月は、私がやめた後に指名というのは変な話でございますから、あらかじめこの場におきまして私の方から指名するというふうなことをさせていただきたいと思っております。

そして、その形式の一つは次回の、次期の審議会の最初の総会におきまして事務局のほうからご報告させていただきたいと思っておりますので、そのことをご了承いただきたいと思っております。

最後につけ加えて話したいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦委員長 それでは、本日これで終わりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

何か事務局のほうからあれば。

○奈良部企画担当課長 今、委員長がおっしゃいましたように、身体障害者福祉専門分科会につきましては、次回きちんとご報告させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○三浦委員長 どうもありがとうございました。

午前11時51分

閉 会